



YELL・Spirits エール・スピリッツ

Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email: info@sr-yell.com



- 代表より
- 今年も始まる！ 年末調整
- 執筆記事のご案内
- 賞与保険料に関するご案内とお願い
- 復興特別所得税の源泉徴収が始まります
- 年末年始休業のお知らせ
- 企業PRコーナー

鎌倉です。先日、「株式会社武蔵野の会社見学会」に参加させていただく機会がありました。

株式会社武蔵野は「日本経営品質賞」を2度も受賞した会社なので、ご存じの方もいらっしゃるかもしれません。

武蔵野は、もともとダスキンが本業ですが、小山社長は、「強い会社」を作るためには「強いしくみ」を作ることが必要だとして、自社が築き上げた経営ノウハウや仕組み、自社の現場を公開して経営コンサルタント事業をおこなっています。自社全部を動くショールームにして、きれい事ではなく、自社でやっている「現実・現場・現物」を見せる。よいものはパクレ！！ということで、伺った日も多くの経営者が熱心に参加されていました。その中から一部をご紹介します。



◇すべての壁がホワイトボードで見える化を徹底。壁には社員の営業グラフや、経営計画、理念、改善提案、賞罰など(社員の書いた始末書まで)が貼られています。それだけでなく、サンクスカードと社員別の受け渡し枚数、社員の勉強会参加回数、今月の飲み会の実施と写真なども張られ、コミュニケーションの量までも一目で見えます。

◇社員が自主的に動くと思うな。良いと思うことは経営者が「しくみ」として強制する。はじめは形からでいい。共通の言語、共通の認識、共通の道具をもつことは経営上とても大切、しくみをつくり、すべての社員に徹底することから。

◇社長は「長期経営計画」を作れ。5年先がみえなくても作る。社長の作りたい数字、他社のマネでいい。目標と現実には差があってもいい。経営計画をつくるのは、この差を埋めるために「今日、すべきこと」を明確にするため。毎年つくりなおすのが正しい。紙に書かない限り、「社長の決定」は社員に伝わらない。「会社のルール」「目指すべき数字」など「道具」を持つこと。



↑一目瞭然のスキルマップ

先が見えないからこそ、経営計画を作る — さあ、年末年始は、じっくり経営計画を練るのにちょうどいいですね！私も取り組みます。



2012.11.15 ポジョレー・ヌーヴォー解禁

毎年、解禁日にいただいている㈱ローヤルよつや様・KISSYO様のおいしいポジョレーです。

ローヤルよつやは新羽駅前と新吉田にあるスーパー、「お酒のアトリエ吉祥(KISSYO)」は新吉田とトレッサ横浜にも店舗がありどちらもこだわりの品揃えのお店です。年末年始のイベントの多いこの時期、ぜひのぞいてみて下さい！！

税額を精算する
大切な手続き

今年も始まる！ 年末調整

年末調整とは、本年中に支払ってきた給与から源泉徴収（天引き）した税額の合計額を、給与の支払いを受ける各人ごとに正しい年税額に一致させるための手続きです。

給与や賃金、賞与などの給与所得については、1年間の給与の総額が確定する前に、あらかじめ給与の支払者（会社）が、所定の源泉徴収税額表によって毎月徴収して納税する仕組みになっています。この源泉徴収税額表による税額はあくまでも概算にすぎないため、本来の正しい年税額とは一致しないのが通常です。

この概算額と正当額を調整するのが、年末調整です。

今年には生命保険料控除に大きな改正がありました。

<生命保険と個人年金> 新契約と旧契約の両方で
控除適用を受ける場合は、合計で最高4万円。



■新契約(平成24年1月1日以後に締結)に基づく場合の控除額

支払った保険料等の金額	生命保険料控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円～40,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/2 + 10,000円
40,001円～80,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/4 + 20,000円
80,001円～	一律に40,000円

■旧契約(平成23年12月31日以前に締結)に基づく場合の控除額

支払った保険料等の金額	生命保険料控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円～50,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/2 + 12,500円
50,001円～100,000円	支払った保険料等の合計額 × 1/4 + 25,000円
100,001円～	一律に50,000円

生命保険料控除でよくいただく質問をまとめました

Q1： 証明書って、必ずつけないといけないの？

旧生命保険料については、剰余金の分配後の金額が、一契約 9,000 円以下の場合は添付不要ですが、それ以外の生命保険料(9,000 円以上の旧生命保険料、新生命保険料、介護医療保険料、新旧個人年金保険料)については、証明書原本の添付が必要です。

Q2： 申告書に保険の受取人と続柄を書く欄があるけど、これって何か関係あるの？

生命保険料と介護医療保険料は「本人・配偶者・親族」、個人年金保険料は「本人・配偶者」のいずれかが受取人であることが、生命保険料控除を適用できる条件となっています。あまりないかとは思いますが、友人や知人、会社が受取人となっているものは控除対象になりませんので、ご注意下さい。

Q3： 証明書の「証明額」と「申告額」が違うんだけど、どちらを書けばいいの？

保険会社が証明書を発行する時期が 9～10 月であるため、それまでに払い込んだ「証明額」と、その保険を解約せずに保険料を年末まで払い込んだ場合の「申告額」の 2 つがある場合は、保険を解約したりする予定がなければ「申告額」を記入して下さい。

Q4： 平成 23 年 12 月 31 日前から契約している保険なのに、証明書は「新生命(個人年金)保険料」となっている。なぜ？

平成 23 年 12 月 31 日前から契約している保険であっても、平成 24 年 1 月 1 日以降に更新したり、新たなオプションを付加したりすると、「新生命(個人年金)保険料」となることがあります。

Q5： 実際に払った保険料の金額より証明額が少ない！(新生命保険料)

もしかして、その保険には「傷害特約」がついていませんか？ 新生命保険料の場合、「傷害特約」部分は対象外となりますので、その分証明額は少なくなります。

Q6： 控除額を計算すると出てくる 1 円未満の端数って、どうするの？

1 円未満の端数は、**切り上げて**下さい。

「禁受給権がない社員で、年のので加入しない」と言っている会社員の社員も社会保険に加入。社会保険に加入しなくてもいいの？

Q1 当社にこれまで社会保険加入していません。A 社会保険は義務を課せられて加入しなくてはなりません。ば強制加入です。社員を個別に合同加入したり、これまでで加入させることはできません。年金納めできない社員へ、被保険者とならないのは、が「受給資格期間を満たさず」正社員の4分の3未満の労働日数または労働時間である場合、口数または労働時間によって短時間労働者として扱われます。

全7回の4

【執筆記事のご案内】

建設通信新聞の1面にて、鎌倉が10月から「**知らないではすまされない 建設業の社会保険未加入対策**」のコラムを連載執筆しております。また、建設業団体様からご要望に応じて「建設業の社会保険未加入問題」に関するセミナーをお引き受けしております。個別企業様からのご相談は、弊社にて相談会を開催しております。相談会のご希望は担当の 岡林までお問い合わせ下さい。

●文：社会保険労務士法人 エール 特定社会保険労務士 鎌倉 珠美

障害者雇用納付金制度と助成金

障害者雇用納付金制度以外の助成金

障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)では「障害者雇用促進法」が定められており、すべての事業主は、常時雇用している障害者の1.8%以上(平成25年4月1日からは2.0%以上に引き上げ)の障害者を雇用する義務があります。具体的には、従業員50人以上(平成25年4月1日からは50人以上)の事業主に、障害者を雇用する義務があります。

厚生労働省の助成金は、雇用を生み出し、雇用を安定させるための「おしごと」の創出を促しています。障害者を雇用する企業は助成金を活用できるチャンスがあります。

障害者雇用に関する助成金・給付金は、「障害者雇用納付金」を財源とする給付金だけでなく、雇用保険料を控除する助成金、地方自治体が行っている助成金などいろいろあります。障害者雇用に関する助成金は、複数併用することもできます。

代表ビルメンテナンス業における今後の雇用を考える～若年層と障がい者の雇用を中心に～

2012 11 Vol.483

代表ビルメンテナンス協会 広報誌
http://www.tokyo-bim.com/

代表の鎌倉が公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会の会員誌「Network TOKYO」に連載で「**使える助成金・補助金シリーズ 厚生労働省管轄の助成金**」を連載執筆しております。是非ご一読下さい。

賞与保険料に関するご案内とお願い

賞与に対しても雇用保険料・健康保険料(介護保険料含む)・厚生年金保険料がそれぞれかかります。給与ソフトの料率設定は給与の保険料率と賞与の保険料率とそれぞれ別に登録・変更が必要な場合もありますので、賞与計算前に再度、料率のご確認をお願い致します。社員負担分の保険料率は次のとおりです。

☆雇用保険料

賞与支給額 × 5/1,000 (建設業は6/1,000)

☆健康保険料

神奈川 標準賞与額 × 49.90/1,000

東京 標準賞与額 × 49.85/1,000

☆介護保険料 (40歳以上65歳未満の被保険者)

神奈川 標準賞与額 × 7.75/1,000

東京 標準賞与額 × 7.75/1,000

標準賞与額とは？

賞与支給総額の1,000円未満を切り捨てた額。

(例) 支給総額 689,500円



標準賞与額 689,000円

上限：健康保険 年度540万円

厚生年金 月間150万円

☆厚生年金保険料 (70歳以上の被保険者は保険料がかかりません)

標準賞与額 × 83.83/1,000

健康保険・介護保険・厚生年金の料率は、協会けんぽ神奈川支部および東京支部のものです。

協会けんぽのその他支部・健康保険組合・厚生年金基金に加入している企業様は保険料率が異なります。

エールからのお願い

賞与について

- 賞与支給の有無・支給日が決定しましたら、ご連絡下さい。

不支給の場合でも、年金事務所に届出が必要です。

年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金から『賞与支払届』が届きましたら、代表印を押印し、弊社までご送付下さい。

賞与計算が済みましたら、賃金台帳を弊社までご送付下さい。(FAXでも結構です。)

年間賃金台帳について

手続きをご依頼いただいている企業様は、12月支給分の給与計算が済み、年間賃金台帳ができましたら、エールまで個人別の年間賃金台帳をFAX、メールまたはご郵送いただきますようお願い致します。(月別の賃金台帳をご送付頂いている企業様は月別の台帳で構いません。)

復興特別所得税の源泉徴収が始まります！！ 来年1月以降

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者（会社）は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税と合わせて国に納付しなければならないこととされました。

（注）租税条約の規定により、所得税及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1. 所得税および復興特別所得税の額

復興所得税の額は、源泉徴収する**所得税の額の2.1%相当額**とされており、所得税の源泉徴収の際に合わせて源泉徴収します。従いまして、**給与の手取り額が少し減少します。**

エールで給与計算をしているお客様へ：社員の方から問い合わせがあるかもしれませんので、ご説明をお願い致します。

2. 源泉徴収税額表が変わります！

これにともない、「**源泉徴収税額表**」が変わります。1月になりましたら、源泉徴収税額表の交換をお願いします。新しい源泉徴収税額表は税務署でも配布していますし、下記の国税庁HPからもダウンロードできます。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/zeigakuhyo2012/01.htm>

給与計算を自社で専用ソフトを使用している会社様は、バージョンアップ等を忘れずにお願致します。

3. 納付方法

所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ではございますが、下記の期間年末年始休業とさせていただきます。何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

平成24年12月29日（土）～平成25年1月6日（日）

なお、1月7日（月）からは、平常通り業務を行います。

企業 PR コーナー

貴社の製品、サービスなど企業PRを掲載します。ご希望がございましたら田中までご連絡下さい。

アスタ荏田は都筑区の荏田南近隣センター商店街 えだきんパーク内にお店を構えるお菓子屋さん・カフェです。

9年前に障害を持った方の働く場、就労訓練の場としてスタートし従業員の皆さんがより美味しい、よりレベルの高いお菓子作りをモットーに日々働いています。

地域の皆さんから美味しいと好評のお菓子は、市販のお菓子と比べて安く、企業の贈答品にもご利用いただけるよう様々な形、個数での包装にも応じます。まとまった数量のご注文にも、納期1週間程度で対応していますので、お歳暮・お年賀に是非ご利用下さい！

カフェメニューも好評です。



お気軽にお問い合わせ下さい

NPO アスタ荏田

横浜市都筑区荏田南 5-7-9
荏田南近隣センター商店街

<http://www.asuta-eda.org/index.html>

お問合せ : 045-942-9600

Cam's Factory

「Cam's Factory(カムズファクトリー)」は、

VOLVO・欧州車ユーザーのためのプロショップとして、横浜市港北地区を中心として、東京都内を含め幅広いユーザーの方からの支持を受けワンストップサービスを展開しています。

欧州車だけでなく、国産車も同様に車検・修理メンテナンス等のアフターサービスを行っております。また、自動車保険の取り扱いも行っており、車検や点検をお申込みいただいた際に無料チェックサービスを行っております。

★横浜市営地下鉄ブルーラインの「北新横浜駅」のすぐそばですので、車検や点検等をお申込みになられた場合には、そのまま電車でお出かけも可能です！（車検でご入庫される際に代車を使用しない場合には割引があります）

株式会社 ザ・カスタム

横浜市港北区新羽町 4 1 2

<http://www.camsfactory.com/>

お問合わせ : 045-532-2221

